

医療的ケア児保育支援加算に係る FAQ

※ この FAQ は令和 5 年 12 月 28 日時点での取扱いを示すものです。

【No.1】

Q 看護師等ではなく、認定特定行為業務従事者を配置する場合の注意点について教えてください。

A 基本は「看護師等」を配置することとしておりますが、看護師等の配置ができない場合に「認定特定行為業務従事者」でも対応可能な医療的ケア児の預かりについては、認定特定行為業務従事者を配置することで加算対象となります。認定特定行為業務従事者は対応できる医行為が「吸引」及び「経管栄養」に限定されており、それ以外の医行為は実施することができません。

対象となる医療的ケア児が認定特定行為業務従事者では対応できない医療的ケアを必要とする児童の場合、看護師等を配置頂く必要がありますのでご注意ください。

【No.2】

Q 加算により配置する職員が、医療的ケア児の支援に従事する以外の時間、通常保育等の業務に従事することは可能ですか。

A 可能です。ただし、通常保育の職員配置基準や他の加算（病児保育加算等）の要件としてカウントすることは出来ません。なお、別の業務に従事する場合でも、保育施設内で勤務することが前提となります。

【No.3】

Q 認定特定行為業務従事者としての「保育士等」は、保育士・子育て支援員のみが対象でしょうか。認定特定行為業務従事者であれば、介護士や無資格の職員でも良いのでしょうか。

A 保育業務に携わって頂く前提のため、保育士・子育て支援員のみ対象となります。

【No.4】

Q 認定特定行為業務従事者の資格証として、何が必要でしょうか。

A 加算の対象となる資格証としては、認定特定行為業務従事者の研修修了証を自治体へ提出し、その後に発行される「認定証」が必要となります。研修修了証があっても「認定証」が発行されない場合、当該職員については加算対象となりません。なお、加算対象として有効となるのは「認定証」の登録年月日以降となります。

【No.5】

Q 2名の医療的ケア児に対し、看護師1名と認定特定行為業務従事者1名が対象児童の医療的ケアを実施する場合の加算額の計算方法について教えてください。

A 「看護師等を配置して医療的ケアを行う場合」と「認定特定行為業務従事者である保育士等が医療的ケアを行う場合」の加算額（年額）を足し上げた金額となります。

【No.6】

Q 「保育士等の研修受講に係る費用」について教えてください。

A 研修受講料を指し、自己負担としている交通費や宿泊費、昼食代は含めません。なお、交通費及び宿泊費については、運営費上の経費として計上可能です。ただし、合理的な理由なく、施設及び法人の近隣でない自治体で受講する等の場合には対象外となりますのでご注意ください。

【No.7】

- Q 認定特定行為業務従事者の研修を受けたら、研修受講支援加算の対象となりますか。
- A 対象となる医療的ケア児が、認定特定行為業務従事者が対応できる「吸引」及び「経管栄養」の医療的ケアを必要とする児童の場合には加算対象となりますが、「吸引」及び「経管栄養」を必要としない児童の場合には、加算対象となりません。

【No.8】

- Q 「保育士等の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用」の考え方について教えてください。
- A 「代替職員」は研修を受講する職員と同等の職種であることが求められ、「費用」については、研修を受講した日数で代替職員の人件費を日割りして算定してください。

【No.9】

- Q 加配の職員を配置し加算を受けたい場合、加配の職員については保育士・子育て支援員以外でも問題ないでしょうか。
- A 加配の職員については、保育士・子育て支援員のみ対象となります。加配の職員については、“看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う”場合に加算対象となります。他の加算同様、みなし保育士としての考え方はありません。

【No.10】

- Q 「実際に支出した額の合計額が加算額の合計額に満たない場合は、実際に支出した額を上限とし、残額は返還するものとする」と記載がありますが、「実際に支出した額の合計額」の考え方について教えてください。
- A 「実際に支出した額の合計額」＝「配置する職員の人件費」(+「研修受講料」となります。(チューブやガーゼ等の医療的ケアに係る消耗品費等については、計上することができません。なお、運営費として計上していただくことは問題ございません)「配置する職員の人件費」については、医療的ケア児の登園実態に合わせ、配置された職員が医ケア児対応に従事していれば、当該月の人件費を満額計上することができます。(医療的ケア児の登園日数で日割りする必要はありません)

【No.11】

- Q 医療的ケア児支援加算により配置された職員については、処遇改善等加算Ⅲの対象となりますでしょうか。
- A 処遇改善等加算Ⅲの対象となります。

【No.12】

- Q 「対象児童の在籍があること」が加算の要件とされていますが、登園した日数についてはどのように考えればよいでしょうか。
- A 登園した日数について、要件の定めはありません。ただし、「加算を取得した施設で集団保育が可能であるかどうかを自治体へ確認する(コーディネーター面談等)」等、状況に応じて再審査を実施する場合がありますのでご留意願います。

【No.13】

- Q 事業計画申請時に「職員配置1人」として申請した場合に、月次報告で実態として「児童2人」「職員配置2人」となった場合、月次報告での支給額はどのように計算されますでしょうか。

A 「職員配置 1 人」としての加算額のみ支給されます。事前の計画に基づいた内容のみ、加算対象として取り扱うという制度主旨によるものです。

【No.14】

Q 事業計画申請時に加配職員の配置を申請していない場合に、月次報告で実態として加配職員を配置した場合、月次報告での支給額はどのように計算されますでしょうか。

A 「加配職員の配置」に係る加算額は支給されません。事前の計画に基づいた内容のみ、加算対象として取り扱うという制度主旨によるものです。